

ID: 221

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成18年条例第44号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第13条 市長がこの条例の各規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、当該各規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日